

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

佐賀県人事委員会委員長 江崎匡慶

佐賀県人事委員会規則第36号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則（昭和46年佐賀県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教職調整額の支給方法)</p> <p>第1条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年佐賀県条例第43号）第3条第1項に規定する教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。</p>	<p>(教職調整額の支給方法)</p> <p>第1条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年佐賀県条例第43号。<u>以下「条例」という。</u>）第3条第1項に規定する教職調整額は、給料の支給方法に準じて支給する。</p> <p><u>(指導改善研修被認定者の教職調整額の額)</u></p> <p>第1条の2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「法」という。）第25条第1項の規定による認定を受けた教育職員の教職調整額の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 法第25条第1項の規定による認定を受けたとき 教職調整額の額に、月の1日から当該認定を受けた日の前日までの日数から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号）第2条においてその例によることとされる週休日を含む。以下「週休日等」という。）の日数を差し引いた日数をその月の現日数から週休日等の日数を差し引いた日数で除して得た数を乗じて得た額</p> <p>(2) 法第25条第4項の規定による認定を受けたとき 教職調整</p>

改正前	改正後
<p>(高等学校等教育職給料表の<u>備考(2)</u>及び中学校・小学校教育職給料表の<u>備考(2)</u>の適用範囲)</p> <p>第2条 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）別表第1の<u>備考(2)</u>及び別表第2の<u>備考(2)</u>の人事委員会規則で定める職員は、同条例別表第1又は別表第2の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級である者とする。</p> <p>(教職調整額の端数計算)</p> <p>第3条 佐賀県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職調整額とする。</p>	<p><u>額の額に、当該認定を受けた日の翌日から月の末日までの日数から週休日等の日数を差し引いた日数をその月の現日数から週休日等の日数を差し引いた日数で除して得た数を乗じて得た額</u></p> <p>(高等学校等教育職給料表の<u>備考の2</u>及び中学校・小学校教育職給料表の<u>備考の2</u>の適用範囲)</p> <p>第2条 佐賀県公立学校職員給与条例（昭和32年佐賀県条例第44号）別表第1の<u>備考の2</u>及び別表第2の<u>備考の2</u>の人事委員会規則で定める職員は、同条例別表第1又は別表第2の適用を受ける職員のうちその職務の級が3級<u>又は4級</u>である者とする。</p> <p>(教職調整額の端数計算)</p> <p>第3条 条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職調整額とする。</p>

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。